

	文書分類	回 覧 処 分				
	M・5・1・8	会 長	副 会 長	事 務 局 長	係 長	係 員
月 日	保存種別					
	永 久					

川崎町農業委員会

11月総会議事録

期 日 令和4年11月10日(木)

場 所 川崎町役場庁舎

2階 入札室

令和4年11月10日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場庁舎2F入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後13時30分

2、出席委員(9人)

1番 田所 義信	2番 重藤 義光	3番 中村 明
4番 松江 英幸		6番 山下 理江
7番 政時 修		
10番 原口 友博		12番 西山 一郎
13番 大内田峰夫		

3、欠席委員(4人)

5番 星野 宗広
8番 藤川 航
9番 原 健治
11番 中島 隆

4、欠席推進委員(1名)

木下 重光

5、本会事務局 事務局長 林 勇

会計年度任用職員 城戸 里美

6、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 第10番 原口委員 第12番 西山委員

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(1件)

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(1件)

議案第3号 非農地証明願いについて(3件)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積
利用権設定について

議案第5号 川崎町農業振興地域整備計画変更について(意見照会)

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について
(3件)

その他

事務 局長 定刻になりましたので、ただ今から令和4年11月総会を開催いたします。会長挨拶をお願いします。

議 長 (挨拶)

事務 局長 本日は13名中、9名の出席であります。定足数に達していますので、総会が成立しております。また推進委員6名中5名の出席であります。これより議事を行いたいと思います。議長は会議規則4条の規定により会長にお願いし議事進行いたしたいと思います。会長お願いします。

議 長 これより議事に入ります。議事日程、議事録署名委員の決定について議題といたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 議事録署名人は、第10番 ●●委員 第12番 ●●委員よろしくお願ひいたします。それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請、番号1について事務局説明をお願いします。

事務 局長 議案第1号番号1について説明します。
議案書は、1ページです。
朗読いたします。
番号1、譲受人住所、行橋市大字津積●●●番地、氏名、●●●、年齢●●、家族構成、人員5、農主0、農従1、耕作面積自作地、0、小作地11,548㎡、計11,548㎡、農機具の状況、トラクター・田植機・コンバイン、譲渡人住所、飯塚市立岩●●●番地の●●、氏名、●●●●、年齢●●、家族構成、人員2、農主0、農従0、耕作面積、自作地1,563㎡、小作地0、計1,563㎡、農機具の状況、なし、土地の所在、大字安真木字柏木●●●●番、地目、田、地積937㎡、他1筆、合計2筆1,563㎡、通作時間、車で30分、申請理由、贈与であります。2ページをお開きください。赤く囲ったところが申請地です。譲受人、行橋在住の●●さんは●●さんの実家である上真崎で申請地の周辺に11,548㎡を利用権設定し小作をしています。行橋でも4haの農地があり農業に従事しています。●●さんと●●さんの間で、2017年より5年間経過後、●●さんへ無償で譲渡すると覚書を交わしており、5年が過ぎたため今回申請が出されました。農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可要件はすべて満たすと考えます。2ページに位置図、3ページに航空写真を添付しています。11月2日に●●委員、●●委員で現地確認しました。以上です。

議 長 ただいま事務局の説明が終わりましたが、現地確認をした●●委員、補足説明をお願いします。

- 委員 事務局の説明とおおりで、贈与に関しては何も問題はないと思います。
- 議長 ただいま事務局、現地確認しました●●推進委員の補足説明が終わりました。これに対して何か質疑及び意見のある方は挙手願います。(● 委員)
- 委員 ●●さんと●●さんはどんな関係ですか。
(●●委員)
- 委員 昔は●●さんと●●さんは上真崎3組の隣組でしたが●●●●さんが飯塚市にマンションを買って引っ越して行きました。親族関係はないと思います。
- 議長 他にはございませんか。
(なし)
- 無いようですので、お諮りいたします。
議案第1号、番号1について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成多数)
- 賛成多数ですので、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請番号1について、原案のとおり承認とします。続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規程による許可申請について事務局説明をお願いします。
- 事務局 議案第2号番号1について説明します。
議案書は4ページです。
朗読します。
番号1譲受人住所、福岡市博多区東光●丁目●番●●号、氏名、代表取締役、●●●●、譲渡人住所、川崎町大字川崎●●番地、氏名、●●●●、土地の所在、大字川崎字成谷●●●●番、現況地目、田、地積、1,264 m²、他1筆、合計2筆 1,734 m²、申請理由、売買、申請目的、太陽光発電です。6月の総会で農振除外の意見書が出され承認された案件で10月21日に広告が終わり農用地区域外となりました。今回、太陽光発電施設の申請が提出されました。水利承諾書も出されており、転用は問題ないと考えます。11月4日に●●会長、●●委員と現地確認を行いました。5ページに位置図、6ページに航空写真、7ページに現況写真、8ページに計画平面図を添付しています。確認をお願いします。承認いただければ県に進達いたします。以上です。
- 議長 ただいま事務局の説明が終わりました、現地確認をした●●委員、補足説明をお願いします。
- 委員 11月4日に事務局、●●会長と一緒に現地確認をしましたが、周囲にも問題ないと考えます。
- 議長 ただいま事務局の説明及び推進委員の補足説明について質疑及

び意見のある方は挙手願います。無いようですので、お諮りいたします。議案第 2 号について、承認することに賛成な方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

賛成多数ですので、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規程による許可申請については、原案のとおり承認とし県へ進達します。続きまして、議案第 3 号、非農地証明願い番号 1 について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第 3 号番号 1 について説明します。

議案書は 9 ページです。申請者住所、川崎町大字田原●●●番地の●、氏名、川崎町長、●●●●、土地の所在、大字川崎字松山口、地番、●●●●番●、地目、田、現況、山林、地積、551 m²、他 1 筆、合計 2 筆 759 m²、申請理由、20 年以上も前より山林となっており農地への復旧が困難である。現地確認委員は 11 月 4 日●●委員、●●推進委員と立会をしました。申請地は川崎町中学校の前にある駐車場の横で、12 ページの写真で分かるように山林となっており、農地への復旧は困難です。町名義の農地であり今回、非農地証明願いが提出されました。10 ページに位置図、11 ページに航空写真、12 ページに現況写真を添付しております。以上です。

議長

ただいま事務局の説明が終わりましたが、現地確認をした●●委員、補足説明をお願いします。(●●委員)

●●委員

現地は木や竹が生えて大きくなって田には全くできない状況でした。以上です。

議長

ただいまの事務局の説明及び推進委員の補足説明について質疑及び意見のある方は挙手願います。無いようですのでお諮りします。議案第 3 号番号 1 について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。(賛成多数)

賛成多数ですので、議案第 3 号、非農地証明願い番号 1 については、原案のとおり承認とします。続きまして、議案第 3 号、非農地証明願い番号 2 について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第 3 号番号 2 について説明します。

議案書は 13 ページです。申請者住所、川崎町大字安真木●●●●番地の●、氏名、●●●●、土地の所在、大字安真木字石丸、地番、●●●●番、地目、畑、現況、宅地、地積、194 m²、申請理由、20 年以上も前より農業用倉庫が建っており、農地への復旧が困難である。現地確認委員は 11 月 2 日●●委員、●●推進委員と立会をしました。この案件は、10 月の総会で承認され県へ進達しましたが、許可を要しない場合に該当するという事で返却されました。理由としまして、農地法施行規則第 29 条 1 号

耕作の事業を行うものが、2アール未満の農地を自らの耕作のための農業用施設へ転用に該当する場合は許可を要しないという事です。事務局としては、農地を1筆全て潰れているため地目を変えなければならないと説明。県との協議の結果、許可書発行基準、第3条非農地証明書の発行基準に基づき非農地証明で対応となりました。その旨を●●氏へ説明し、今回非農地証明が提出されました。14ページに位置図、15ページに航空写真、16ページに現況写真を添付しています。以上です。

議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。現地確認をした●●委員、補足説明をお願いします。

●● 委員 議案書の16ページを見て下さい。とても農地として復旧して利用できるものではありません。非農地証明として許可していいのではないかと思います。以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明及び推進委員の補足説明について質疑及び意見のある方は挙手願います。(●●委員)

●● 委員 この前は4条申請で出てそれを県に突き返されたという事ですか。もう少し法律の中身を説明してほしいのですが。(事務局)

事 務 局 200㎡未満の土地で農業用倉庫を建設する場合は許可不要事案なんですよ。今回、●●さんは194㎡なので許可は不要。農地を全部潰しているの、地目を変えるのはどうしたらいいかと言う事で県に相談したら非農地証明で良いのではないかと言う事で今回、非農地証明であげました。

議 長 ●●委員いいですかね。(●●委員)

●● 委員 はい、分かりました。

議 長 他にございませんか。(なし)

無いようですので、お諮りします。議案第3号番号2について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。(賛成多数)

賛成多数ですので、議案第3号非農地証明願い番号2については、原案のとおり承認とします。続きまして、議案第3号非農地証明願い番号3について、事務局説明をお願いします。(事務局)

事 務 局 議案書は17ページです。申請者住所、川崎町大字池尻●●●番地の●、氏名、●●●、土地の所在、大字池尻字野添、地番、●●●番●、地目、畑、現況、宅地、地積、448㎡、申請理由、20年以上も前より宅地となっており農地への復旧が困難である。現地確認委員は11月4日●●委員、●推進委員と立会をしました。20ページをお開きください。現況写真で分かるよう周囲をブロック塀で囲った宅地となっており、非農地証明交付はやむを得ないと考えます。18ページに位置図、19ページに航空写真、20ページに現況写真を添付しております。以上です。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。現地確認をした●委員、

- 委員 補足説明をお願いします。(●委員)
- 委員 場所は池尻小学校から丸山公園に行く道の通称、かんばる坂と言
うところの交差点手前にある所で、ずいぶん昔から家が建っていて
農地にもどるようなところではないと思います。
- 議 長 ただいま事務局の説明及び推進委員の補足説明について質疑及
び意見のある方は挙手願います。(なし)
- 事務局 無いようですので、お諮りします。議案第3号番号3について、
承認することに賛成の方は挙手をお願いします。(賛成多数)
- 事務局 賛成多数ですので、議案第3号非農地証明願ひ番号3については、
原案のとおり承認とします。続きまして、議案第4号、農業経営
基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(利用権設定)につ
いて、事務局説明をお願いします。
- 事務局 議案書は21ページです。一番上の農業経営基盤の農が消えてい
ますので農と言う字の記入をお願いします。番号1 賃借人、氏名、
●●●●、住所、川崎町大字安真木●●●●番地の●、賃借人、
氏名、●●●●、住所、添田町大字中元寺●●●●番地、利用権設
定等による法律関係、賃貸借、土地の所在、大字安真木字戸山原
●●●●番●、畑、面積、595㎡、他1筆、契約年数5年、設
定の内容、継続、10a当り小作料の金額、全部で1万円です。
続いて27ページをお開きください。集計を読み上げます。
新規20件、田、81,765㎡、畑、1,265㎡、計、83,030㎡、
継続12件、田、35,752㎡、畑、9,950㎡、計、45,702㎡、
借り手、17人、貸し手30人、田、101筆、117,517㎡、
畑、9筆、11,215㎡。合計110筆、128,723㎡です。承認
いただければ11月20日より公告します。以上です。
- 議 長 ただいま事務局の説明が終わりましたが、質疑及び意見のある方
は挙手願います。(なし)
- 事務局 無いようですので、お諮りします。議案第4号について、承認す
ることに賛成の方は挙手をお願いします。(賛成多数)
- 事務局 賛成多数ですので、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づ
く農用地利用集積計画(利用権設定)については、原案のとおり
承認とし11月20日より公告します。続きまして議案第5号農
振農用地の編入申請について、事務局説明をお願いします。
- 事務局 議案書は27ページです。番号1 申請者住所、川崎町大字田原
●●●●番地、氏名、●●●●、土地の所在、大字田原●●●●
番地、地目、畑、地積、2,398㎡、他5筆、合計6筆、9,854
㎡、申請理由、現在の果樹経営規模拡大のため現存の雨除けハウ
スの改修及び、新たな雨よけハウスを建設したい。県の補助を受
けるため農用地区域の編入を申請するものです。28ページに位
置図、29ページに航空写真、30ページに現況写真を添付して

ます。11月2日に●●●委員と●●委員とで現地確認をしました。以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。現地確認をした●●委員
●●委員 補足説明をお願いします。(●●委員)

●●委員 今現在ぶどうハウスを使っているんですが、隣にある所有農地に
議長 パイプハウスを新設しぶどう棚を設置するという事で特
●●委員 に問題はないと思います。以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び推進委員の補足説明について質疑及
●●委員 び意見のある方は挙手願います。(●●委員)

●●委員 農振農用地の編入申請について、もう少し事務局説明をお願いし
事務局 ます。(事務局)

事務局 この案件は編入なんですが、以前、太陽光発電の案件がありまし
●●委員 たがその案件は除外しました。農振農用地は除外しないと転用で
●●委員 きないのですが、今回の編入は農振農用地外なので編入して農振
議長 農用地に入れると言う事です。後、農振農用地に入れないと県の
●●委員 補助金がもらえないと言う事です。(●●委員)

●●委員 県の補助がもらえないという事なんですが、農用地区域と農用地
議長 区域じゃないところと何が違うのですか。何か縛りがあるん
議長 ですか。

議長 農用地区域と言うのは守られている農地であり、除外しないと4
●●委員 条、5条で転用(家や資材置場)できないと言う事です。まずは
議長 除外して縛られている場所そこから外す。農業振興協議会という
●●委員 のがあります。編入はその反対です。●●さんはお父さんの時代
議長 から長い間ぶどう農家でした。そこのハウスだけではなく今の仕
●●委員 事を辞めてハウスを増設し、規模拡大をし長期にわたり栽培して
議長 いくといった意思決定があります。他に何かありますか(なし)
議長 無いようですので、お諮りします。議案第5号について、承認す
●●委員 ることに賛成の方は挙手をお願いします。(賛成多数)

議長 賛成多数ですので、議案第5号農振農用地については、原案のと
●●委員 おり承認とします。続きまして、報告第1号、農地法第18条第
議長 6項の規定による通知(合意解約)番号1から、報告第1号、
●●委員 番号3までを一括議題としたいが、ご異議ございませんか。(異
議長 議なし)

議長 異議なしと認め報告第1号、農地法第18条第6項の規定によ
●●委員 る通知(合意解約)番号1についてから、報告第1号、番号3
議長 までを事務局説明をお願いします。

事務局 報告第1号を説明いたします。議案書は31ページです。番号1、
●●委員 賃貸人住所、川崎町大字安真木●●●番地、氏名、●●●●、賃
議長 借人住所、川崎町大字安真木●●●●番地、氏名、●●●●、土
●●委員 地の所在、大字安真木字ケユウ●●●番●、地目、田、地積 2,217

m²、他 1 筆、合計 2 筆、2,660 m²、契約期間、令和 4 年 5 月 20 日～令和 14 年 5 月 19 日まで 10 年間、権利の種類、農業経営基盤促進法による賃借権。

解約理由は日照不足により収穫不良のためです。当地の新たな耕作者は 23 ページの番号 20 の農創会と利用権設定します。32 ページに位置図、33 ページに航空写真を添付しています。

続きまして報告第 1 号番号 2 について説明いたします。議案書は 34 ページです。番号 2、賃貸人住所、川崎町大字安真木●●●●番地の●、氏名、●●●●、賃借人住所、川崎町大字安真木●●●●番地、氏名、●●●●、土地の所在、大字安真木字堂ノ本●●●●番、地目、田、地積 888 m²、他 4 筆、合計 5 筆、6,040 m²、契約期間、令和 2 年 5 月 20 日～令和 12 年 5 月 19 日まで 10 年間、権利の種類、農業経営基盤促進法による賃借権、解約理由、耕作者変更のためであります。当地の新たな耕作者は 23 ページの番号 19 の山野周作さんへ耕作者変更します。35 ページに位置図、36 ページに航空写真を添付しています。続きまして報告第 1 号、番号 3 について説明します。議案書は 37 ページです。番号 3、賃貸人住所、京都府木津川市南茂台●丁目●番●●、氏名、●●●●●相続人、●●●●●、賃借人住所、川崎町大字安真木●●●●番地の●、氏名、●●●●●、土地の所在、大字安真木字岩崎●●●●番●、地目、田、地積 2,434 m²、契約期間、平成 26 年 5 月 20 日～令和 6 年 5 月 19 日まで 10 年間、権利の種類、農業経営基盤促進法による賃借権、解約理由、耕作者変更のためであります。当地の新たな耕作者は 26 ページの番号 31 の●●●●さんへ耕作者変更します。38 ページに位置図、39 ページに航空写真を添付しています。以上です。

議 長

ただいま事務局の説明が終わりましたが、質疑及び意見のある方は挙手願います。(なし)

無いようですので、報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による(合意解約)番号 1 から番号 3 を終わります。

その他に入ります。事務局何かありますか。

事 務 局

以前言っていましたが、農業委員会は、現地地図に農地の出し手・受け手の意向を踏まえ、令和 7 年 3 月までに目標地図の素案作成を農業委員会が中心となって取り組みましょう。という事で、農地の 1 筆調査を別紙のとおり行っていく予定です。よろしくお願います。調査内容は別紙 2 枚目のとおり、利用権設定している農地以外の農地はどうしているか。利用権は結んでいないが小作に出している。などを記入していただきます。後、県の方より 4 月から 9 月までの活動実績を提出するよう依頼があり、活動記録簿の提出状況等対象です。11 月 8 日に提出しましたが、

飯塚農林担当者より 14 日午前中までに再提出してくださいと連絡がありました。活動記録簿が未提出委員は 14 日午前中に提出をお願いします。様式に入力すると自動で一人一人の評価点が算出されます。

議 長

事務局から説明があったように、活動実績の報告依頼があったようです。活動結果を活動記録簿に記載して提出をお願いします。もう 1 点、7 月に視察研修を予定していましたが、コロナの関係で延期していましたが、町の方から視察予算をいただいています。コロナも減少傾向にありますので、視察研修に行きたいと思います。また、日程等につきましては事務局より説明します。

事 務 局

視察研修ですが、令和 5 年 2 月 25 日（土）、26 日（日）を予定しています。場所については 12 月の総会で報告出来るよう相手方と調整します。後、農業新聞・農業者年金の加入をお願いします。

議 長

他にないですか。

（なし）

以上をもちまして本日の議題はすべて終了しました。

次回の総会は 12 月 9 日（金）13 時 30 分から開催します。

これで川崎町農業委員会 11 月総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 14 時 31 分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

10 番委員 _____

12 番委員 _____

議 長 _____